

# 記載例

別記第1号様式(第4条、第5条、第6条関係)

南房総市三芳保健福祉センター使用許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

南房総市長

宛

申請者 住所又は所在地 **南房総市富浦町青木28**  
団体名 **〇〇〇〇〇の会**  
氏名又は代表者名 **南房総市 太郎 ㊟**  
電 話 **0470-36-1152**

(※日中必ず連絡のとれる番号を記入してください)

次のとおり使用の許可を申請します。

施設名	南房総市三芳保健福祉センター
使用場所	<b>機能訓練室</b>
使用年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで
使用時間	<b>8時30分</b> から <b>17時00分</b> まで
使用目的	<b>会議開催のため</b>
使用人員	<b>10</b> 人
使用設備	
使用料	円
備考	(※上記欄に記入できない場合や、その他記載事項がある場合はこちらをご利用ください。)

南房総市三芳保健福祉センター使用許可(不許可)通知書

南健指令第 号  
令和 年 月 日

- 上記のとおり使用を許可します。
- 次の理由により使用を許可しません。  
理由

南房総市長 石井 裕 ㊟

教示

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、南房総市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、南房総市を被告として(訴訟において南房総市を代表する者は南房総市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。